

平戸市立山田小学校「いじめ防止基本方針」

学校教育目標 やさしく かしこく たくましい 子どもの育成

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ対策に関する基本方針

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そして全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、学校、保護者、地域、関係機関が連携していじめの問題を克服する。

いじめ対策委員会

- ・ 学校関係者
- ・ 外部専門機関

○「基本的な方針」（H25年10月）に基づく取組 ○具体的な取組・検証・修正 ○いじめに関する相談 ○いじめに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有に関する取組 ○いじめの情報による緊急会議の開催（関係児童への聴取 指導や支援の体制・対応方針の決定 関係保護者との連絡 関係機関との連携 関連対応を組織的に実行するための中核としての役割）

いじめを未然に防ぐ	いじめの早期発見	いじめに対する措置	重大事案に対する措置
<ul style="list-style-type: none"> ○校内指導体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> →一致団結した組織の対応 ○教師の指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> →観察力や対応力の研修 ○人権意識と生命尊重の態度育成 <ul style="list-style-type: none"> →全教育活動を通じた人権教育 ○いじめを許さない強い心の育成 <ul style="list-style-type: none"> →道徳教育の充実 ○子どもの自己肯定感の育成 <ul style="list-style-type: none"> →子どもの居場所と出番の確保 ○自己指導能力を高める活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> →子ども主体の児童会活動 →規律意識、思いやりの心の育成 ○基本方針の周知と取組の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による観察や情報収集 <ul style="list-style-type: none"> →ともに過ごすことによる観察 →児童理解の会 ○面談とアンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> →こころのアンケートの実施 →個人面談の実施 ○情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> →児童民生委員からの情報収集 →山田児童館からの情報収集 →連絡帳による情報収集 ○相談体制の整備と相談機関の周知 <ul style="list-style-type: none"> →学校相談窓口（養護教諭・担任）及び学校外の相談機関の周知、広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの事実調査 <ul style="list-style-type: none"> →被害者、加害者、目撃者からの聞き取り調査、アンケート ○被害児童・保護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> →心のケア 様々な弾力的措置 →家庭訪問等での正確な情報伝達及び対応の共有 ○加害児童・保護者への助言 <ul style="list-style-type: none"> →再発防止措置 毅然とした対応 →正確な情報の伝達 継続的指導 ○集団への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> →集団や傍観者への指導 ○継続的な観察・指導 	<p>※重大事案とは</p> <ul style="list-style-type: none"> →生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 →相当期間、子どもが学校を欠席せざるを得ない疑いがある場合 ○平戸市教育委員会への概要報告 <ul style="list-style-type: none"> →市教委判断による「重大事案」としての措置決定 ○市教委主導による調査、対応 ○被害児童・保護者への対応 <ul style="list-style-type: none"> →学習の保証 精神的なケア等 ○加害児童・保護者への対応 <ul style="list-style-type: none"> →出席停止を含む毅然とした対応 ○他の児童、保護者への対応

家庭・地域	<p>○いじめの問題は学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者やPTA等に提供し、学校・家庭・地域が一体となって、いじめを許さない環境を整える。</p> <p>【保護者】 生命尊重、善悪の区別、思いやりの心を育む取組</p> <p>【PTA】 いじめ防止に親としてできることの策定</p> <p>【山田地区】 いじめ防止に地域としてできることの策定と実践</p>
-------	--

関係機関	<p>○いじめの防止、対応等は学校だけでできるものではなく、関係機関との情報交換等、密な連携を図りながら、実効的な取組を行う。</p> <p>【市教委】 報告、連絡、相談、確認、SSWの派遣</p> <p>【生月中学校】 情報交換と情報提供 SCの派遣</p> <p>【平戸警察署】 いじめ問題情報の提供、通報、相談など</p> <p>【子ども未来課】 情報の提供、収集、相談、ケース会議の開催</p>
------	---